

日時：平成 27 年 2 月 20 日（金）12 時 45 分
場所：農林水産省 第 2 特別会議室

水産政策審議会第 69 回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第69回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成27年2月20日（金）12時45分

閉会 平成27年2月20日（金）14時25分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 鈴木徳穂 長瀬一己 長屋信博 三木奈都子
山川 卓 山下東子

特別委員 大久保照享 川越一男 佐矢 隆 高橋健二
千葉康則 濱田武士 本間新吉 松本ぬい子
谷地源士郎 横内武久

3 水産庁側出席者

香川次長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長
提坂管理課長 加藤漁業調整課長 太田漁場資源課長
保科栽培養殖課長 黒萩資源管理推進室長 廣野指導監督室長
生田増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	2
	【諮問事項】	
	諮問第 248 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について	2
	諮問第 249 号 水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 27 年度 の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独 立行政法人水産総合研究所センターが実施すべき人口ふ化 放流に関する計画について	2 2
	【報告事項】	
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量等について	2 5
	【その他】	2 5
3	閉 会	2 7

○管理課長 予定の時刻となりましたので、ただ今から第69回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めております管理課長の提坂と申します。どうかよろしく願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様方の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局がマイクをお持ちいたしますので、挙手いただきまして、マイクを受け取った上で御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況につきまして御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用いたします同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中6名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず、議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。

それから、資料1といたしまして、本分科会の委員、特別委員の名簿、それから資料2といたしまして、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、諮問文と別紙の基本計画新旧対照表を綴じたものとなっております。関連資料といたしまして、資料2-1、平成26年及び平成27年の漁獲可能量、TACの配分総括表（案）でございます。次いで、資料2-2といたしまして26年のTAC配分総括表（案）、そして、2-3といたしまして平成27年TACの配分総括表（案）、更に、資料2-4といたしまして27年漁期スケトウダラ及びスルメイカのTAC案について、それから、資料2-5といたしましてスケトウダラ及びスルメイカ資源の概要、こちらはクリップ止めとなっております。それから、資料2-6といたしましてTAC設定対象魚種について、更に、参考資料といたしまして、27年漁獲可能量TAC設定のポイント（案）、以上でございます。

それから、資料3といたしまして、水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について、こちらは諮問の第249号となっております。

更に、資料4といたしまして、第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について、速報値の表となっております。

それから、資料の5といたしまして、北太平洋漁業資源保護条約の発効について、以上の資料がございます。漏れ等ございませんでしょうか。

なお、本日は、この資源管理分科会に引き続きまして、15時から企画部会をこの会場で開催することとしております。このため、大変恐縮ではございますけれども、本分科会につきましては、14時45分までを目途に、御審議いただければと思っております。何卒よろしく願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりくださいますして、誠にありがとうございます。

では、早速ではございますけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、諮問事項が2件、報告事項が1件でございます。先ほど事務局からもご説明がございましたが、本日はこの後に企画部会があるということで、限られた時間の中での審議となりますので、議事進行へのご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第248号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですが、御検討いただく内容が、26年漁期、今漁期ですけれども、ズワイガニのTACの留保分の配分と、それから27年漁期、来漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTACの設定の2つに大きく分かれております。一つ一つ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、26年漁期のズワイガニのTACの留保枠の配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 諮問248号につきましては、私から御説明申し上げます。

お手元の資料2が、今回の諮問内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

26水管第2335号

平成27年2月20日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第248号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2の別紙が、基本計画の改正案となっております。この基本計画には、この後説明申し上げますTACの数量等が記載されておるところでございますが、具体的な内容につきましては、それぞれの資料を用いて御説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、資料2-1を御覧いただきたいと思っております。今回の諮問に関係いたしますところをオレンジ色でマークしておりますが、内容が26年漁期と27年漁期の2つに分かれてございます。

まず初めに、26年漁期の日本海海域におけるズワイガニのTAC留保枠の配分につきまして、御説明申し上げます。

資料2-2の1ページ目を御覧ください。今回の諮問に関係いたしますところをオレンジ色でマークしてございます。今回の変更は、A海域と呼ばれております西部日本海に関するものでございます。2-2の3ページ目、日本地図が記載されたページを御覧ください。左上の枠囲みの下の部分に記載されてございますように、ズワイガニの日本海海域につきましては、西部日本海、A海域ですね、A海域259トン、B海域、これは北部日本海でございますが、こちらは36トンの留保枠を設定してございまして、関係漁業者の了解に基づき、例年2月に漁獲状況を踏まえて留保分を大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けるということとしてございます。

今回、A海域の西部日本海につきまして、大臣管理漁業及び富山県、石川県、福井県の漁獲が順調でございまして、留保枠の使用要望がございました。配分の内訳といたしましては、資料の中ほどにお示ししてございますように、大臣管理漁業90トン、富山県21トン、石川県78トン、福井県70トンということになりました。なお、B海域である北部日本海につきましては、今回使用の要望はございませんでしたので配分はいたしません。以上より、26年漁期のズワイガニのTACは、資料2-2の1ページ、総括表の一番下のとおりとなります。

26年漁期の日本海海域におけるズワイガニのTACの留保枠配分につきましては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、26年漁期のズワイガニのTACの留保枠の配分につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、27年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTACの設定について御議論頂きますけれども、昨年11月の会合で、スケトウダラ及びスルメイカの資源状況について資料が配付されましたが、時間の都合上御説明いただいておりますませんでしたので、まず、これらの魚種の資源状況について御紹介いただいて、御質問を受けた後に、TACの設定について、一つ一つ進めてまいりたいと思います。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に続きまして説明させていただきます。

2つ、スケトウダラとスルメイカというのがございまして、まず、スケトウダラのほうでございますが、資料2-5です。スケトウダラのほうでございますけれども、系群が4つございまして、それぞれについて説明させていただきます。

まずスケトウダラ、最初、日本海北部系群でございますが、1ページにございますように、左の図でございますけれども、主として北海道の日本海側を中心に分布して漁獲がされている種でございます。漁獲の動向でございますが、下のほうのグラフの左を見ていただければわかると思いますけれども、一貫して減少傾向にあるという状況でございます。

1ページめくっていただきまして、資源状態でございますが、結論から言うと、低位減少傾向ということでございます。それで、特に直近の親魚量でございますけれども、3万8,000トンというふうに推定されて、過去最低の値を上回っていますが、目標としている、いわゆるB limitと呼ばれる値が14万トンでございますので、これを大きく下回っている状況でございます。グラフが3つ並んでおりますけれども、左上の青い丸が資源量で、これ、一貫して下がっておりますし、低位という状況でございます。それで、グラフの右側の下ですけれども、これが、B limitを計算する上で使っているグラフでございますが、この14万トンを超えないと、いわゆる卓越年級群といわれるものが経験的に出ないと。少なくともこれ以上に親魚を維持しないと、卓越年級群の発生も期待できないし、資源の回復もなかなか期待しづらいという状況でございます。

ということで、親魚の量がB limitを大きく下回っておりますので、基本的にはこれを回復させることが必要だということで、管理方策としては4つのシナリオを提示しております。全部で8つ書いてありますけれども、4つのそれぞれについて、予防的措置ということで、不確実性を考慮して0.8を掛けた数字のほうが好ましいということで、選択肢として示しておりますが、基本的には4つです。

まず、1番目のシナリオが、親魚量を10年でB limitまで回復させるということで、この場合はABCが1,500トンになります。それで、1つ飛ばしまして、2つ目のシナリオが親魚量の増大ということで、これ、20年でB limitへ回復させることで、この場合は5,800トンで、次のページにいきまして、3つ目のシナリオが、30年でB limitを回復さ

せるということで、これが7,400トンになります。最後は、親魚量がわずかでも増大させればというシナリオでございまして、この場合が9,900トンということになります。

1ページめくっていただいて4ページでございましてけれども、左上のグラフに、それぞれのシナリオにおいて、どういうふうに親魚の量が変わっていくかということを示したものでございます。一番上のラインが10年で回復させるというもの、その次が20年、30年としまして、4つ目のやつが少しでもふえればいいと。またその下につきましては、親魚の回復が望めないで、シナリオとしては提示しておりませんが、シミュレーションとしてはこういう形になるということでございます。

以上が、スケトウダラの日本海北部系群の資源評価の概要でございます。

次に、スケトウダラの、5ページでございましてけれども、オホーツク海南部系群の説明をしたいと思います。

真ん中の左の図にありますように、分布域としては、オホーツク海からロシアにかけての分布でございます。漁獲の動向につきましては、左下のグラフでございましてけれども、近年若干増加傾向にありますけれども、昔に比べるとかなり低くて、かつ、直近ではちょっと減少しているということでございます。

1ページめくっていただきまして6ページでございまして、このオホーツク海系群はロシアとのまたがり資源でございまして、なかなか日本側の情報が必ずしも十分ではないと。また、日本側の情報だけに基づいて管理措置を講じてもなかなかその有効性がわからないということございまして、なかなか難しい面がございます。その中で、トロールのCPUを用いて推定をすると、資源状況としては中位水準ではないかと、傾向としては増加傾向かなということでございます。

管理方策でございましてけれども、またがり資源で日本のみで管理措置の効果がなかなか十分ではないということでございますので、算定漁獲量ということで、参考値として出しております。資源が中位の増加傾向でございますので、基本的に過去3年間の漁獲量に一定の係数を掛けて、ほとんど1と0.99ですけれども、ほとんどそれと同じぐらいではないかということで、4万1,000トンということになっています。2つ目は、それに予防的措置ということで0.8を単純に掛けたもので、これは、あくまでも算定漁獲量ということでございます。

次に、9ページに行ってくださいまして、スケトウダラの根室海峡系群でございます。これは、左の真ん中の図にありますように、根室海峡に分布する系群でございますが、漁獲量につきましては、左下の図で、過去に比べるとかなり低い水準になっておりまして、直近でもちょっと減少傾向にあるということでございます。

ページをめくっていただきまして、資源状態でございます。これも、ロシアとのまたがり資源でございまして、なかなか日本側の情報だけで判断するのは難しいのでございますが、漁獲量の動向から見て、低位の横ばいではないかというふうに考えております。

管理方策につきましては、下のほうの表でございましてけれども、これも同じように、な

かなかABCというか、他の系群のようにいきませんので、これも算定漁獲量としまして、この場合は、資源の状況が先ほどのオホーツク海系群よりは悪いので、係数を下げてあります。過去3年の平均に0.7と0.79という数字を掛けた数字が7,500トン、その予防的措置として6,000トンという形で計算をしております。

最後に、スケトウダラの太平洋系群でございますけれども、これ、13ページのほうに移っていただきまして、これは、左の真ん中の図でございますように、北海道の太平洋側から東北の太平洋側にかけて分布する系群でございます。漁獲の動向ですが、左下のグラフを見ていただければわかりますように、近年比較的安定して推移している系群でございます。

1枚めくっていただきまして、資源状態としましては中位と。ただ、4つグラフが並んでおります左上を見ていただければわかりますけれども、近年、水準としては高いところにあるんですけども、ちょっと減少傾向にあるところが若干気にかかるところでございます。ただ、10年、20年の単位で見れば、一応その変動の範囲内にはおさまっているというふうに、このグラフを見て御理解いただけたらと思います。

管理方策でございますが、これも、2つシナリオを出しております、1つ目のシナリオが現状の漁獲圧の維持ということで、これが13万5,000トンというABCになります。その下のは、予防的措置ということで0.8を単純に掛けたものでございます。15ページのほうは2つ目のシナリオでございます、親魚量の維持と。今、親魚の量は中位にありまして、これを維持していけばいいということで、この場合であれば、17万7,000トンまで漁獲していいというのが、スケトウダラの太平洋系群のABCでございます。

スケトウダラについては以上のとおりでございますが、次に、スルメイカのほうに移らせていただきたいと思っております。

スルメイカは2つ系群がございまして、冬季発生系群と秋季発生系群という2つがございまして。

まず、冬季発生系群のほうでございますけれども、1ページ目の左の真ん中の図を見ていただければわかりますけれども、大体産卵期が12月から3月ぐらいで、まさに冬季に発生、産卵するわけですけども、産卵場としては東シナ海で、分布域としては日本の周りに広く分布するというところでございます。それと、漁獲の動向ですけども、ここに示してあるのは韓国と日本の漁獲量の合算でございますけれども、大体変動しながら、大体同じようなレベルを保っているということではないかなというふうに思います。

1ページめくっていただきまして2ページでございますけれども、資源状態につきましては、中位の横ばいということで考えております。2つグラフが並んでおりますけれども、この資源尾数の推移として、80年代に非常に低い時期がございましたけれども、90年代に入ってから中位と高位の間を行ったり来たりしているような状況で、近年も比較的高い状況を保っているというふうに考えております。

管理方策でございますが、その下の表で2つシナリオを書いておりまして、1つは現状

の漁獲圧の維持ということで、この場合は21万3,000トンのABCと、その下は予防的措置で単純に0.8を掛けたものでございます。それで、3段目が2つ目のシナリオで、親魚量の維持ということで、この場合は23万3,000トンのABCということになります。

5ページにいていただきまして、スルメイカの2つ目の系群でございますけれども、秋季発生系群というものでございます。真ん中の左の図にありますように、産卵場は東シナ海なんですけれども、産卵期が秋、10月から12月ということで、前のものと区別されております。分布も、主として日本海側のほうということでございます。漁獲の動向ですが、左下のほうにグラフがありますけれども、近年は減少傾向というふうになっております。

1ページめくっていただきまして、資源状態でございますが、高位横ばいということで考えております。それで、2つグラフがあって、上のほうに資源量を表したグラフがございますけれども、2010年の資源量は234万トンということで、過去最高値というふうに推定されております。

管理方策でございますけれども、下のほうの表で、まず、1つ目のシナリオとしては、現状の漁獲圧の維持ということで、この場合は23万5,000トンがABCとなります。3段目の親魚量の維持というのが2つ目のシナリオでございます、これが48万6,000トンということになります。

資源評価の結果につきましては、以上のとおりです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのスケトウダラ及びスルメイカの資源状況に関する御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。なお、これらの魚種のTACの設定につきましては、後ほど御議論いただくということになりますけれども、まずは資源状況につきまして。

佐矢委員。

○佐矢特別委員 昨年のこの会議のスルメイカについては、北朝鮮、それから中国の漁場と競合するというので、今後は衛星のデータを活用した漁獲量の把握に努めるというようなことをおっしゃっていたんですけれども、今回のデータの中にはそれが出ていないので、そういうデータは今後どう扱われるのかなと思ひまして、御質問です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○漁場資源課長 はい、ありがとうございます。

去年の2月の会議だったと思ひますけれども、私のほうから、26年度に新たに人工衛星を使って、正確に言うと漁獲努力量を入手したいということで、それで、何をやっていいますかといいますと、人工衛星を使って、いわゆる灯火、火をたいているやつを見て、漁船の、点で見て数が幾つあるのかというのを数えることをやっておりまして、それで、かなりわかるようになってはきたんですけれども、課題としまして、雲がかかっていたりとか、月明かりの程度によって、やっぱり漁船の光の出し方が違うというのがありまして、その中で、これは、例えばスルメイカのイカ釣り船です、これは、そうじゃなくて別の船ですみたいな、そういうのを識別するような方法を、今検討しているところでございます。

それがうまく出来てくれば、例えば、努力量がわかれば、1隻あたりのCPUというのがわかれば、漁獲量というのがわかれば、それを掛けて、大体このぐらい獲っているんじゃないかって推定が最終的にできるのではないかと。ちょっとまだそこまでは至っておりませんので、引き続き精度向上に向けて頑張っていきたいとは思っております。

○佐矢特別委員 わかりました。どうもすみません、ありがとうございます。

○山川分科会長 他に御質問ございますでしょうか。

はい、大久保委員。

○大久保特別委員 私は、少しこの資源状況の調査に疑問があります。

それはなぜかという、去年は沿岸漁業者も、そして沖合の中型も、全く量が揚がっておりません。そして、資源が増えているというのは、去年の11月11日に、韓国が一番水揚げ港のクリョンポに行きましたけれども、そこは結構イカが量があって、前の年から見たら、9月、10月は大変、前の年よりも量があったということで、この1ページに書いてあることですね、近年は沖合を通過しております。私は、毎日水温図をとっている関係上、大体流れがわかります。前は、沖合を通過していても、鬱陵島から、対馬の北のほうから下りてきました。沖合を通ったイカでも。そうすると、沿岸を、日本海の外で能登からずっと、外ですね、対馬海域に入っておりましたけれども、ここ近年は韓国から、真西から入ってきますよね、スルメイカが。

今、私のところは15度の水温ですけれども、イカは獲れております、イカはおります。しかし、時化でなかなかうまくいきませんが、15度水温、17度、15度、14度にはイカはいっぱいおります。そういう状況の中に、どこも、近海も、そして沖合も量が揚がっていないのに、この北朝鮮、韓国付近の資源状況で、これは少し、今後は見直すような格好で、今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

我々は、この燃料の高騰の中で、韓国まで行けません。平成10年までは、ソ連の200海里、そして38度線、それで韓国まで行っておりましたけれども、今はもう、そこまで行って単価が取れないし、朝イカでも2,000円前後の相場しかとれないから、そこまで行ったら、ABCとなって1,000円台以下で働かなければなりません。

そういう中で、もう少し水研センターに資源の調査に、予算をつけて幅広く見直してもらいたいです。そして、今後慎重に、TACを作るときは、今、我々沿岸業者はほとんど不満ばかりですよ、このTACはですね。しかし、これは、一応調査でなっていますので、それはそれとして、今後、そういう方向で少し考えてもらいたい。お願いします。

○山川分科会長 漁場資源課長。

○漁場資源課長 我々も、資源評価の結果と漁業者の感覚が全然違うというのはよく認識しております、従来は、今もおっしゃったと思いますけれども、沿岸は、要は水温が上昇して、なかなかスルメイカの漁場形成ができないから、沖にいるんだろうという話をしていたんですけれども、最近では沖合でも獲れなくなっているということで、沿岸のところはうまく、ある程度説明できたかなと思ったんですけれども、沖合の部分につきま

して、なかなかちょっと、まだうまく説明できていないところがございますので、そこは、引き続き情報収集して分析していきたいというふうに思っております。

ただ、イカについては、かなり広範に一斉調査ということで釣獲試験やってまして、その経年変化で見えておりますので、その調査の規模自体はかなりやっておるんですけども、それでなかなか探知できないようなことが海の中で起きているのかなということで、それは引き続き分析していきたいと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○大久保特別委員 よろしくお願ひします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 1点教えていただきたいのですが、スケトウの太平洋系群の太平洋沿岸の青森から千葉県までの間の資源状況というのがどういう状況なのか、詳しく教えていただければありがたいと思います。

○山川分科会長 太田漁場資源課長、よろしくお願ひします。

○漁場資源課長 それは、系群の中の場所場所によってということですか。

太平洋系群全体としては、さっき御説明したように、それほど悪くなくて漁獲量も安定していますし。ただ、最近ではちょっと減少傾向にあるのが気になるというような感じなんですけれども、レベルとしては中位にあるというふうに思っているんですけども。

○高橋特別委員 北海道沿岸と、それから噴火湾の状況はおおよそわかるんですが、三陸沖のスケトウの分布の状況が、資源状況が、震災以降どのような変化があったのか、教えていただければと思います。

○漁場資源課長 すみません、ちょっと漁獲量しかないんですけども、震災以降の東北地方太平洋岸の漁獲量を見ると、例えば、2011年だと1万7,000トン、2012年で若干増えて1万7,600、ほとんど変わらないですね、東北の漁獲量自体は、スケトウは。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

では、なければ、続きまして、27年漁期のスケトウダラのTACについて、事務局から御説明をお願いします。なお、スルメイカのTACにつきましては、スケトウダラの後に御議論いただきます。

よろしくお願ひします。

○管理課長 それでは、27年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定につきまして、資料2-3と2-4を用いて説明をさせていただきたいと思います。

スケトウダラに関しまして、まず、2-4の1ページ目を御覧ください。スケトウダラにつきましては、先ほどの漁場資源課長から説明にございましたとおり、資源が4つの系群に分かれてございます。それぞれの系群ごとにTACを設定してございますので、これから系群別に順次御説明申し上げます。

まず、日本海北部系群でございますが、ご承知のとおり、スケトウダラ日本海北部系群につきましては、低位・減少の状態が続きます中、これまで関係漁業者の経営等に配慮しましてABCを大きく超えたTACを設定してきておりましたが、昨年の「資源管理のあり方検討会」におきましては、今後資源回復を促すために、TACをABCと等量か、それと近いものとしたしまして、併せて関係漁業者の窮状を緩和するための支援を行うということが提言されたところでございます。このような方針を受けまして、水産庁といたしましては、北海道庁及び関係の漁業者と昨年来、累次にわたる意見交換を行ってきたというところでございます。

TAC設定のベースとしてございますABCのシナリオにつきまして、資料2-4の2ページ目を御覧ください。水研センターからは、都合4つのシナリオが示されてございます。27年漁期におきましては、資源回復を確かなものとするために、今後30年かけてB limitと呼ばれる閾値へ回復させると。そのためのシナリオといたしまして、7,400トンのABCを採用してございます。TACにつきましても、資料2-4の1ページ目の右側にございますとおり、それと等量の7,400トンとしたいと考えておるところでございます。

TACの配分につきましては資料2-3になります。3ページ目中ほどを御覧ください。関係者の合意に基づきまして、大臣管理分に3,700トン、北海道知事管理分に3,300トン、その他、関係県知事へ合計400トンを配分するというようにしてございます。

日本海北部系群につきましては以上でございます。

続きましてオホーツク海南部につきまして御説明申し上げます。資料2-4の1ページ目のとおり、資源の状態は中位・増加ということになってございますが、この系群は資源がロシア水域にまたがって分布してございます。

これまでも、ABCの算定は行っておりません。TAC設定の考え方でございますけれども、これまで資源の来遊状況が良好な場合に対応できますように、その数量といたしまして、近年の最大漁獲量をTACとして設定するというようにしてございます。よって、オホーツク海南部につきましては、近年最大となった平成24年漁期の漁獲量、5万2,023トンをベースといたしまして、27年漁期のTACは5万3,000トンとしたいというふうに考えておるところでございます。ただし、26年漁期はまだ終了してございませんので、漁期終了後、5月に確定する実績を踏まえまして、場合によりましては、27年TACの見直しをする可能性がございますことを、申し述べさせていただきます。

それから、TACの配分につきましては、資料2-3の3ページを御覧ください。大臣管理分に5万2,500トン、北海道知事へ若干配分ということにしてございます。

続きまして、根室海峡でございますけれども、また資料2-4にお戻りいただきたいと思っております。資源状態は低位・横ばいでございます。本系群もロシア海域にまたがって分布しているということから、ABCの算定は行ってございません。

TACの設定につきましては、オホーツク海南部と同様の考え方から、過去の最高値でございました平成23年漁期の実績でございます1万9,115トン、こちらをベースといたし

まして、27年漁期のTACを2万トンといたしまして、これを全て北海道知事管理分へ配分するというようにしてございます。なお、根室海峡につきましても、オホーツク海南部同様、26年漁期の漁獲量が確定する5月の段階をもちまして、場合によっては27年TACの見直しをするという可能性がございますことを、申し述べさせていただきます。

最後に太平洋系群でございますが、資料2-4の2ページ目をお開きください。資源状態は中位・減少となっております。ABCにつきましても、2つのシナリオが示されておりまして、親魚量を維持いたしますABC17万7,000トン、こちらを採用いたしまして、TACにつきましても、係るABCと等量の17万7,000トンとしたいと考えておるところでございます。

TACの配分につきましては、資料2-3の3ページ目になります。3ページ目の地図を御覧ください。右下に記してございますけれども、大臣管理分に10万5,000トン、北海道知事管理分に7万1,000トン、その他関係県管理分には若干といたしまして、合計1,000トンを配分するというようにしておるところでございます。

以上、スケトウダラ4系群について御説明申し上げましたが、これらを総括いたしますと、資料2-3の1ページ目にありますとおり、全体で25万7,400トン、このうち、大臣管理分といたしまして、沖合底びき網漁業が16万1,200トンとなります。また、知事管理分への配分につきましては、2ページにございますとおり、北海道へ9万4,300トン、その他の関係3県には若干となっております。

なお、今回のスケトウダラのTAC(案)につきましては、1月15日に札幌におきまして公開の意見交換会を開催させていただきました。ご出席の方々から、漁業者が資源管理の努力を行っていること、また、年によって各地域の獲れ具合が異なるということといった意見をいただいたところでございますが、TACそのものにつきましては御異論はございませんでした。また、パブリックコメントにおきましても意見提出はございませんでした。

水産庁といたしましては、今後とも漁業関係者の意見をお聞きしながら、適切な資源の保存と利用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

スケトウダラにつきましては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

スケトウダラのTACにつきましては、系群ごとに設定されていますので、系群ごとに順番に議論したいと思います。

まずは、日本海北部系群について、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。

では、次にオホーツク海及び根室海峡について、御意見、御質問よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

では、御意見なければ、次に太平洋系群につきまして、御質問、御意見等よろしく願
いいたします。

はい、谷地委員。

○谷地特別委員 9万5,000トンの枠なんです、これ、実感がわかないんですよ。

というのは、釧路の方も八戸の方も、1日何トンって決めて、その枠で無謀に獲らない
ようにと節制しながら獲っているんですよ。だから、この中には、ただ出てくる数字とい
うものは、獲ろうと思えばこれより獲れるという感じがしているんですよ。それに、ロシ
アのほうから八戸は6隻撤退しました。それから、釧路も7隻だと思えますけれども、撤
退して前浜のほうにシフトしているんです。そうすると、このTACの条文の中にも、漁
業者の漁業経営というのが謳われていると思えますけれども、その精神においてでも、増
える数字に対してこのトン数だと少し少ないのではないかと。獲れないからというんじゃ
なくて、獲らないように努力しているんですよ、資源管理のためにね。釧路の方は、多分
1日25トンで制限していると思います。八戸のほうは今、獲るときは100箱とか、1日10
トンって制限して獲るようにしているんですよ。その点、配慮していただければ、まず、
このデータを曲げられないのであれば、期中でもきちっと変更できるような、そういうこ
とをしていただきたいと思います。

○山川分科会長 管理課長。

○管理課長 こちらの計画につきましては、やっぱり、端的に申し上げますと、期中改定、
量の獲れ高に依りまして、最終的には資源の再評価が行われた段階で、ABCが上方修正
される可能性もあると思います。そのように上方修正された場合には、これまでと同様に
TACの期中改定ということも行う方針には変わりはないので。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○谷地特別委員 そういう約束してもらえば、安心すると思います、皆さん。

○山川分科会長 では、他に御意見、御質問等ありましたら、よろしく願います。

三木委員。

○三木委員 日本海北部のほうに戻ってなのですけれども、TACの量が昨年度から約半
分になるというのは、割合からしたら大きな変化だと思います。パブリックコメント等
では特段意見出なかったということだったのですけれども、現場サイドではどのような調整
をされようとしてらっしゃるのか、お教えいただきたいなと思います。

○山川分科会長 これは、管理課長でよろしいですか。

○管理課長 現場におきましては、北海道庁さんとも一緒に当方の職員が現場へまいりま
して、漁業者の方たちとお話しをさせていただいているという状況でございます。

一応、その状況ですけれども、影響緩和策いろいろご呈示申し上げまして、現地の現状
にも合わせた、どういったことができるかといったことも現在検討しておるところ
なんです、例えば、具体的に申し上げますと、スケトウダラ以外の漁獲対象種の転換で
ございますとか、あるいは、ナマコなどの養殖業の導入とかいったようなことに対する支

援について、検討しているという状況でございます。

○三木委員 はい、ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特に他に御意見なければ、スケトウダラの27年漁期TACについては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、27年漁期のスルメイカのTACについて、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、続きまして、スルメイカについて御説明申し上げます。

資料2-4の3ページを御覧ください。スルメイカにつきましては、冬季発生系群と秋季発生系群を一括いたしましてTACを設定することにしてございます。

中期的管理方針では、高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転ずる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなり過ぎないように配慮を行うものとするということにされてございます。

ABCは同じページの下段の表のとおり、複数算定されてございますが、本年は昨年より高いABCが出てございます。その一方で、実際に操業いたします漁業者の感覚といたしましては、資源が増えているとは言えないというコメントを先ほどもいただきましたけれども、本年1月16日のTAC説明会の際にもいただいております。ご承知のとおり、スルメイカにつきましては1年魚でございまして、海洋環境等によりまして資源が悪化するおそれというものもございます。そこで、本年に関しましては、両系群とも親魚量の維持の予防的措置という、若干保守的なシナリオを採用いたしまして、冬季発生系群のABCは19万4,000トン、秋季発生系群は40万2,000トン、全体のABCは、これらを足し合わせて59万6,000トンということになります。

実際のTACにつきましては、具体的な計算方法としまして、昨年2月に御議論いただきましたとおり、全体のABCから外国漁船による直近5年間の平均漁獲量を差し引くという方法を採用しております。よって、先ほど申し上げました全体のABC、59万6,000トン、そちらから、資料2-4の4ページ目を御覧ください、4ページ目にごございますように、韓国の直近5か年間平均の漁獲量でございまして17万1,000トンを差し引いた42万5,000トンを、平成27年のTACといたしたいと考えております。

TAC配分につきましては、ちょっと資料2-3に戻っていただきまして、2-3の1ページ目を御覧ください、大臣管理漁業につきましては、関係業界間の合意に基づき配分いたしました結果、1ページ目のとおりとなっております。また、知事管理漁業分の配分につきましては、2ページ目に示しましたとおり、関係都道府県は全て若干配分という

ことになります。なお、大臣管理漁業への配分に際しましては、関係者の意向に加えまして、資源管理の観点から、大臣管理分を全て関係団体には配分せずに、一部を留保しているということでございます。係る留保分の扱いにつきましては、今漁期の漁獲の状況であるとか、本年の資源評価等を踏まえまして、引き続き検討したいというふうに考えておるところでございます。

なお、スルメイカのTACにつきましても、ホームページを通じて行いましたパブリックコメントにつきまして、意見等はございませんでした。

スルメイカのTACに関しては、以上でございます。

○山川分科会長 はい、どうもありがとうございます。

では、スルメイカのTACにつきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

○谷地特別委員 26年度の配分が30.1万トン、このうち大臣管理分は20.58、それから知事管理が9.52と、こういうふうに理解しております。それで、27年の配分ですけれども、42万5,000、これ、1.41倍にふやしてもらっています。これはありがたいことなんですけれども、大臣許可が23万5,200と、大体1.14になるんですよね。その差額の18万9,800となると思いますけれども、この分の、今、留保分という言葉が出ましたけれども、どの分を留保して、どの部分を知事管理になるか、そこのところを教えていただきたい。

○管理課長 差し引いた分で、18万トン余りが全て留保分ということではなくて、留保分につきましては、もっと少ない数字になろうかと思えます。というのは、外国の分を差し引いていますので、そこから更に。

○谷地特別委員 となれば、知事管理分は何トンになるんでしょうか。

○管理課長 大臣管理分と知事管理分に関しましてはまだ、これから検討ということになるかと思えますが、留保分につきましては。

○谷地特別委員 だって、27年の沖底が5.55とか、まき網が1.7って、足していったら23.52でしょう。

○管理課長 留保分は、数字を申し上げますと、大体6万トンということになります、約6万トン弱ですけれども。それについては、大臣管理分だけの留保分ということです。

○谷地特別委員 ということは、県知事管理は12.98トンということですか。12万9,800トンか。

○管理課長 外国枠が、先ほど申し上げた韓国、中国分がございますので、それを差し引かなければならないということになっているんですが。

残り13万トン分の中で、これ、県知事分と外国枠ということになっておるんですけれども、これ、単純には、外国向けの分というのは、まだ交渉ごとでございますので、はっきり数値が決まっているわけではございません。知事管理分につきましては、全て若干量ということになって、数字は明示されてございませんので、明確にはお答えできないんですけれども。

○谷地特別委員 そこが、よくわからないのですよ。

だから、大臣管理分23.52、これを引くと、単純に18.98残るわけなんですよね。これが、知事で若干という言葉で表せるのかどうかというのが、1つの問題だろうし。

○管理課長 若干量という考え方というのは、やっぱりまだ、以前から問題としてはあったところではございますけれども、数量的にさして多くないということもあったかと思えます。

それと、あと加えまして、知事管理分に関しましては、魚種別のなかなか管理がやりづらいのは、定置網の問題もございまして、それで若干という言い方をしているところなんです。

○谷地特別委員 だから、質問の意味がわからないんだけどな。

だから、この差額の18.98トンというのは、どげになるんでしょうかというのを聞きたいんです。大臣管理分が23万5,200トンもらっているんだけど、差額の18万9,800トンというのは、これは留保なんだか、知事許可のほうに行くもんだか、この辺がちょっとはっきりしないんですけれども。

○管理課長 差し引きの分につきましては、トータルでは、知事管理分と、それから留保分と、それから外国あての分と、3つに分かれているということになると思いますが。

○谷地特別委員 その数字は、まだ明確ではないということですか。

○管理課長 そうですね、はい。

すみません。手元に数字がないものですから、明確なお答えできないんですけれども、大体、知事管理分に関しましてはおおむね10万トンぐらいということですので、概数ですけれども。

○山川分科会長 18万9,800トンのうち、知事管理分が概数にして10万トンぐらいで、あと留保枠と、あと韓国分ということでよろしいですか。

○谷地特別委員 そういう説明をしていただければ、納得しました。

それから、もう一つですね、これは資料4の2ページ目、12月31日までの消化で、スルメイカなんですけど、この中で、全体の消化率が40%、沖底が72%、まき網が49%、中型イカ釣りが33%、小型イカが32%とうたっていますけれども、今現在まだ操業中で、下関沖で操業しているんですが、そこそこの量ありまして、多分、3月までの消化率を最終的にはここに計上することになると思うのですが、多分、1月、2月分の今、表層に入っているイカを3月に水揚げすれば、多分これ、40%を超すのではないかと、そういうふうに思っております。

それから、TACの決め方として、韓国の量も取り入れるんだということを今聞いていましたけれども、今年、どういうわけか、日韓暫定水域でスルメイカは結構量あったんですよね。だから、そういうことももっと考慮していただき、それから、今までロシアのほうでは全然獲れなかったもんだから、去年はロシアのほうでも結構量があったんですよ。

イカというものは、ロシア海区で獲れても日本のほうに回帰してきますので、あの量も

加味していただきたいと思います、TACの数値ですね。

○管理課長 それは、漁獲の状況を加味しろという意味でしょうか。

○谷地特別委員 多分、3月末になったらちゃんとした数字が出るというふうに思うんですけどもね。

○管理課長 そうです、まだ速報値でございますので。

○谷地特別委員 だから、今、その予想として言っているわけなんですけれども、下関でも結構獲れているんですよ。小型の人も中型の人も、そこで集中して、まだやっていますので。多分、1月にほとんど水揚げしないまま、2月、今現在やっていますので、2か月分の漁獲が3月に揚がると思いますから、この数字がぼんとはね上がるということは、頭に入れておいてほしいと思います。

それから、さっき言ったとおり、行ったことのない日韓暫定水域でも、今年結構獲れたもんだから、そのことも加味していただきたいと思って。それから、ロシアのほうも、ロシアも結構獲れたもんだから、イカは、多分黙っていると日本のほうに流れてくるイカでしょうから。

○山川分科会長 では、ご要望がございましたので、よろしく願いいたします。

他に、スルメイカのTACにつきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

では、スルメイカの27年漁期TACについては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで、スケトウダラとスルメイカのTACについては、一通り御議論いただきましたが、関連して、継続検討となっておりますTAC設定対象魚種につきまして、事務局から報告をよろしく願いいたします。

○管理課長 資料2-6を御覧いただきたいと思います。TAC設定対象魚種につきましては、各広域漁業調整委員会におきます検討状況を、毎年水産政策審議会に御報告させていただいておるところでございます、例年ですと、この報告は11月に行っておりました。ところが、昨年は、水産政策審議会の後に広域漁業調整委員会が開催されたということから、今回はこの時期に御報告を行うというものでございます。

そこで、資料2-6を御覧ください。かねてより御報告しておるところではございますけれども、我が国におきましては、TAC対象魚種については採捕量及び消費量が多く、国民生活上または漁業上重要、それから、資源状態が悪く緊急に漁獲可能量を決定すること等によって保存及び管理を行うことが必要であるということ、それから、3点目としまして、我が国周辺海域で外国漁船により漁獲が行われているということのいずれかに該当いたしまして、TACを設定するに足るような科学的知見が蓄積されているものの中から選定するというところになっておるところでございます。

現在、T A C対象魚種となつてございます7魚種で、カツオ・マグロ類やサケ・マス類、それからホタテ等を除きました魚種別の漁獲量の約半分を、現在T A C対象魚種となつて
いる7魚種で占めておるところでございます。

これら7魚種に次いで漁獲量が多い魚種といたしましては、既に過去の会合でも御紹介
申し上げましたが、カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、ウルメイワシ、それからマダラとい
う5魚種がございます。これらの広域重要魚種の管理の在り方につきましては、地域の漁
業関係者が数多く出席いたします広域漁業調整委員会等を通じまして検討を行つておる
ところでございます。資料の2ページ目に整理しましたとおり、それぞれの魚種の資源ごと
に、資源状況や漁業の実態、これはさまざまございまして、具体的な課題も示されてお
るところでございます。

これらの魚種につきましては、T A C魚種とするということか否かも含めまして、どの
ようにすれば実行可能で効果的な管理が行えるのかということにつきまして、引き続き検
討を行うべきというふうに考えておるところでございます。また、このような検討状況に
つきましては、適宜本分科会にも御報告申し上げまして、御指摘等いただきたいという
ふうに考えておるところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

この件につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

濱田委員。

○濱田特別委員 ホッケのところ、資源量に基づかずにA B Cを算定と書いておられ
るんですが、このことについて、わかりやすく教えていただきたく思います。

資源量算定ができなくて、だけれどもA B Cは算定できるという、この辺の理屈がちょ
っとわからないものですから、教えていただければと思います。

○山川分科会長 太田漁場資源課長、よろしく願いいたします。

○漁場資源課長 ホッケは3つ系群があるんですけれども、ちょっと細かく言いますと、
根室海峡、道東、日高、胆振系群というのは、これは、どういうふうにやっているか言
いますと、まず、資源水準の判定の仕方としては、過去29年間の漁獲量の相対値を見て、高
位、中位、低位というのを判断しております。

それで、こういう資源量の計算ができないものについてのA B Cの出し方というのは一
定のルールがございまして、過去3年間の平均に対して、資源の状態に応じて係数を、悪
いものは係数を、さっきもスケトウのところ、ちょっと御説明しましたが、ある程度い
いやつは係数を1とか0.99とか、あんまり下げない数字を掛けまして、その資源が減少傾
向とか低位にあるやつは、0.7とか低い係数を掛けて、過去の3年の平均よりも減らしま
しょうということでA B Cを出している、そういうやり方をしております。よろしいで
すか。

それで、もう一つの道北系群の場合も、資源状態は、C P U Eの平均値を見て、高位、

中位、低位かというのを判断しておりまして、それで、これも同じように過去3か年の平均に、具体的に言うと、資源があんまりよくありませんので、0.7と0.97という係数をかけて、過去3か年の平均よりも3割以上減ということでABCを設定すると、そういう形にしています。

それで、最後のホッケの道南系群につきましては、資源状態については、これ、漁獲量の過去21年間の推移を見て3段階に分けて、今は低位にあるということで、かつ傾向としても減少にあると。これも同じように低位・減少傾向にありますので、ABCとしては、過去3か年の平均に0.7とか0.83とか、ちょっと下げる数字を掛けて、この場合だと、3か年平均の多分6割ぐらいまで下げましょうということになると思いますけれども、そういう計算の仕方をしています。資源量の推定ができないものについては、こういうようなやり方をしています、今。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○濱田特別委員 親魚量を残すとか、そういうやり方ができないということでよろしいでしょうか。

○漁場資源課長 はい。一番理想的には親魚量を計算して、親魚量のレベルをこれ以上持っていくとか、いわゆるBlimitが計算できるのであれば、スケトウの日本海系群の場合だと、Blimitより今下だから、Blimitまでまず回復させましょうと。Blimit上の場合は、親魚量をやっぱり維持しましょうというのができるんですけども、そういう計算ができないものについては、全く違う計算の仕方をしているということです。

○濱田特別委員 はい、わかりました。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

○谷地特別委員 1つ教えてください。

○山川分科会長 谷地議員。

○谷地特別委員 このTACの趣旨なんですけど、資源がいっぱいあって、増加の傾向にあるのに、何でTACで管理しなければならないのかなという疑問を持つんですけど。これはいけば、ブリ、それからマダラはそうなんですけれども、マダラは結構揚がっているし、別にTACで縛りつけなくても、減少してきたら考えるだろうけれども、今の段階で考える必要ないんでないでしょうか。

○管理課長 TAC決定の基準につきましては、3つ要件がございまして、その3つの要件のうちいずれかに該当するものということで、例えば、資源、確かに増えておりますブリとかマダラ、こちら、資源は増えているかもしれませんが、採捕量自体、あるいはまた消費量自体も多くて、漁業上重要であるという観点から、候補には挙がっているという状況でございます。

○谷地特別委員 結局、価格調整ということだという観点でやるんですか。

○管理課長 いや。価格調整という意味は全くなくて、今現在は、確かに状態はいいかもしれませんが、今後どうなるかわかりませんので、そのことも踏まえまして、重要

な魚種というものについては、TACの対象魚種の検討対象になっているという状況でございませう。

○谷地特別委員 そうしたら、どんな魚でもそういうことが言えるということになっちゃうんじゃないでしょうか。

○管理課長 量的な問題もありまして、それで、量が多いものから順繰りに検討しているというところなんです。

○山川分科会長 他にございませうでしょうか。

はい、資源管理部長。

○資源管理部長 TACについては、この資料の2-6の字が書いてあるほうに、1番の①、②、③というのは、これ、いずれかのものを選定するということになっております。

それで、今の委員がおっしゃったのは②のような話、資源状態が悪く、緊急に漁獲量を決定すること等によりということなんですけれども、こうさせないというのが、まず第一です。

あと、そうさせないという前提で、①の採捕量とか消費量というのを見ていったときに、ちょっと後ろのページにいくと、今、TACは7魚種やっておりますけれども、それに加えて、今この5魚種を検討しているのですが、3位、10位、11位、15位、21位というふうに書いてありますけれども、この7魚種プラス検討している5魚種で12魚種になるんですが、残りは、要は、例えばカツオとかマグロみたいな、本当に国際的な高度回遊性の魚種だとか、あとホタテだとか、要は直まきのやつですね、そういうのが、消費量が多いのが間に挟まっているので、大体このマダラぐらいまでいくと、日本の全体の消費の8割ぐらい占めることとなります。だから、マダラぐらいまで本当に設定でできれば、日本で消費をしている魚の多くの部分は、管理の基礎となる一応数量の目標というのができる、そういう考え方でやっているということです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○谷地特別委員 何かわかったような、わからないような。

○山川分科会長 はい、濱田委員。

○濱田特別委員 漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものということなんです、これは、この辺がどこまでなのかということが、いつもいつも気になっていました。例えば、またがり資源がある場合だと、科学的知見がなくともその海域だけはやむを得なく親魚量が分からないまま運用されています。それは、他の海域についてはしっかりと科学的知見があるので、ついでにやらなくちゃいけないということわかるんですけれども、今のような親魚量が分からないままのABCの算定は、算定することはできますけれども、その信憑性の問題が問われるわけですよ、ここですよ。資源量が算定できないものでABCを算定するっていうことは、とても科学的な蓄積があって漁獲可能量を決定できるというふうに思えないわけです、数式並べたら理屈は並ぶというのはわかるんですけれども。まずそこが、今、TAC管理、これから考えなくちゃいけな

い大きな問題かなというものが1つと、もう一つは、例えば、ブリとかカタクチイワシとなれば、やっぱり定置網が獲る分があるので、やはりこれまでの経験からも厳しいと思います。スルメイカ、スケトウダラ、定置網の若干量の獲れたときの問題というのはずっとあって、やっぱりこの辺の議論といいますか、しっかりしないまま突き進むというのは、やはりいかななものかというふうに思います。

一応、意見でございます。

○山川分科会長 はい、どうもありがとうございます。

○資源管理部長 回答しておきます。

○山川分科会長 資源管理部長、よろしくお願いします。

○資源管理部長 今の御指摘はそのとおりで、それでこの整理表を出しているんですけども、今我々悩んでいる、もしくは委員の先生方も含めて議論しないといけないと思っているのは、まず、カタクチについては、シラスとカタクチの世界があって、TACというのは量で決めるんで、シラスのほうが価格が高いのに量は少ないと、このあたりがなかなかうまくいかないよねという世界があります。

あと、ブリについてはご指摘のとおり、これは今、クロマグロでも非常に悩んでますけれども、定置、これに対する管理手法だとか、あと量の予見性だとか、そういうものを決めないと、そこから改良しないと、なかなかうまくいかないねというところあります。

あと、ホッケとウルメについては、資源量計算というのがまだできていないので、そこは、さっき濱田先生がおっしゃったとおり、そこに、いかにきちっとしてやっていくのかということになるんだろうと思います。大きな方向としては、やっぱり消費が多いもの、社会経済上大きいものについては、TACというもので大きな枠をはめていくという方向性はそうだと思うんですけども、ここにいろんな課題があって、そこは、広域調整委員会なりこういう分科会なり、いろんなところできちんと議論をしていかんと、そういうふうに思っております。

○山川分科会長 はい、濱田委員。

○濱田特別委員 その上で、やはり実態に合わない管理の仕方をする、恐らく大変なことばかりが起こるので、実践的な管理をするという形で、大枠も大事なんですけれども、資源管理をちゃんとするというのは、型をはめるんじゃなくて、ちゃんと資源を維持する形、実態に合ったやり方をやろうというところが大事だと思うんですよね。余り、上からこうやってTACをかぶせていくのは、いろんな実態が、さまざまな実態がある中で、余り僕は推進する立場じゃないんですけども、やるにしても、やはりそこが、整合性が合うように、実態に合うような形でという方向を、何かそういう枠組みがもうちょっと必要だと思うのです。ABCとか科学的に足りるとのことだけだと、とても混乱が多くなるんじゃないかというふうに危惧しております。

○山川分科会長 はい、どうもありがとうございました。

この問題につきましては、いろいろ御意見いただいたところでございますけれども、継

続検討ということにこれまでなっただございまして、それで、今後も定期的に報告をいただきながら検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

はい、鈴木委員。

○鈴木（徳）委員 カタクチイワシについてちょっと聞きたいんですけども、TACを設定すると、そういう意味じゃなくて、参考のためにちょっとお聞きしたいんですけども。

というのは、カタクチイワシは、成魚とシラスですね、未成魚、このシラスの問題では、大昔から獲る漁船が違いまして、成魚のほうは、主に我々のところでは小型、中小のまき網が獲っておりまして、それから、シラスの場合は、5トン未満船の引き網漁業なんかが多くやっているとっておるんです。小型とちょっと大きい船との関係がありまして、大昔から、量が少なくなると、対象船が違うもんですから、シラスをいっぱい獲っちゃうからカタクチイワシがいなくなっちゃうんだと、こういうふうになるわけです。シラスのほうから言えば、カタクチイワシの成魚をまき網などで獲っちゃうから、我々シラスを獲れなくなっちゃうんだということで、お互いに、大げさに言えば攻撃するというような形で、ずっと数十年、長い時代やってきているんです。

それで、ここに、設定することは技術的に困難だというふうに書いてありますけれども、この技術的に困難だという意味を、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○山川分科会長 管理課長。

○管理課長 委員ご指摘のとおり、もし仮に、このカタクチイワシ、TAC設定するとするならば、成魚と未成魚に分けてやらざるを得ないということは、そのとおりでございまして、それぞれをやるときに、成魚と未成魚の分岐点はどこだという話もあろうかと思えます。また、シラスと通常呼んでおりますけれども、本当に小さいシラスからカエリとかカチリといった大きさになったものまでありますし、どこに線を引くかということもあろうかと思えます。それらを考えていきますと、限りなく細分化されていくということも考えられます。

そこで、技術的に困難ではないだろうかというところも書かせてもらっているところがございます。

○鈴木（徳）委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 はい、大久保委員。

○大久保特別委員 先ほど千葉さんが言われました若干の件ですね。これは、私も海区調整委員会で長崎のほうで会議しますとき、いつも不満でたまりません。

それはどういうわけかといったら、我々沿岸漁業者、対馬海区より操業している3,000隻よりも、小型まき網と定置のほうは何倍も獲っています。この人たちは、表には若干しか出てこないですよ。それで、混獲もあるけど、魚種案もあるわけですよ。それよりか混獲で済まされるものだから、何も罰せられないわけですよ。私も、組合長にやって7年になりますけど、さんざん資源管理に訴えますけれども、若干で済ませるから罰する方法

がありません。

これを何とか、若干、さっき言われましたことを、見直しをしてもらいたいですね。我々は、沿岸業者はTACを登録して、あの人たちは獲り放題で、我々の数倍獲っておりますからね。それは、やっぱりおかしいと思います。

どうか、検討をよろしくお願いします。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということで、よろしく願いいたします。

はい、高橋委員。

○高橋特別委員 ABCもTACもそうなんですけれども、実際、現場の操業船と調査船のデータが、本来であれば一致するはずなんですよね。現場のほうでは量がないよと、片方は、ABCでは量が増えるんだと。本来、こういうことがあってはならないんだと思うんですね。それが一致をするというようにABCの調査の精度を高めていただきたい。

その上で、新たなTACを設けていくんだというのであれば、理解もできるんですが、現場関係者の不信感というのか、完全に理解をできないんですね。本当に資源状態そんなのかと皆さん、そう思っているんだと思うんです。だから、精度を高める努力をきちんとやっていただければ、こういう問題というのは多分出てこないなと思うんで、宜しく願いをしておきたいと思っています。

○山川分科会長 では、御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

以上、いろいろと御意見いただきましたけれども、諮問第248号に関しましては、一応全て御議論いただいたところでございます。特段の追加の御意見等もしなければ、本件は原案どおり承認をして、次の議題に移りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは次に、諮問第249号の「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成27年度の溯河魚類のうちサケ及びマスの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の保科です。

資料3に基づきまして御説明を申し上げます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

26水推第888号
平成27年2月20日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第249号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

本件につきましては、例年御審議していただいております農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づきまして、独立行政法人水産総合研究センターのサケ、マスのふ化放流の計画を定めるというものです。

まず、この計画について、この趣旨について、ざっと御説明をさせていただきますが、資料の一番最後になりますけれども、5ページを御参照ください。

サケ、マス資源の保護培養は、基本的には、今、北日本、北海道、東北を中心に民間による資源増大のための人工ふ化放流事業が行われておりますけれども、この放流とともに、多様な遺伝形質のサケ、マスを維持して気候変動リスクを回避するとか、あるいは地域特性に見合った幼稚魚の放流で回帰の確実性を高める、更には、資源状況を把握するといった観点からのふ化放流というのも必要でございまして、こういうふ化放流について、農林水産大臣が定める計画に従って水産総合研究センターが実施するというふうに、この水産資源保護法で定めているというものです。

このふ化放流につきましては、その地域固有の個体群、サケの中でも地域によってやっばり遺伝子の違いがございまして、この個体群が維持されている主な河川において行われておりまして、放流実施に際しては、通常漁業の対象になりにくい早期の魚群とか、あるいは回遊の遅いような魚群も含めてふ化放流を行うなど、自然の産卵に極力近い再生産が行われるように配慮して、また、全ての放流魚に標識をつけて、放流サイズごと、あるいは放流時期ごとの回帰状況などを調査していると、こういうものです。資源の増大という意味では、民間の皆さんがやられているふ化放流と一緒に、併せて資源増大に寄与しているというものでございます。

例えば、サケでいいますと、なぜこういうふうに残っているかということなんですけれども、過去から国がずっとふ化放流事業をやってきたような河川というのは、他の河川からもサケの混ぜこめっていうか、サケの卵を導入したりすることをしないできたものから、地域固有にそういう系群が残っているということで、これを継続して実施してきているという、そういうものです。

具体的な計画の中身ですけれども、3ページにお戻りいただきたいと思っております。サケにつきましては、ここにある水系として10水系ありますけれども、この1億2,900万尾、カ

ラフトマスにつきまして、3水系の720万尾、サクラマスにつきましては、これも6水系の270万尾、ベニザケについて3水系で150万尾という、併せて1億3,905万尾の計画としておりました、この内容につきましては、昨年と同様の内容というふうになっております。

以上が諮問の内容でございますけれども、次のページ、参考までに。4ページですけれども、これは、各県の道県別の全体のふ化放流ですけれども、放流計画というのを示してございます。これは昨年の計画です、26年度ですけれども、サケ、マスふ化放流全体としては、下から3行目の右端になりますけれども、18億8,990万尾ほどのふ化放流が行われているという状況でございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願い致します。

よろしいでしょうか。

特にご発言なければ、諮問第249号については、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第248号及び諮問第249号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

26水審第36号
平成27年2月20日

農林水産大臣 西川 公也 殿

水産政策審議会
会 長 山下 東子

平成27年2月20日に開催された水産政策審議会第69回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第248号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づ

く基本計画の検討等について

諮問第249号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を香川次長にお渡ししたいと思います。

(分科会長から水産庁次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きますして、報告事項に入ります。事務局より、報告を希望する事項があるとのことです。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、事務局から報告をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の黒萩でございます。

報告事項につきましては、資料4を御覧ください。TAC魚種ごとに設定された漁獲可能量と採捕数量について、平成26年12月31日までに採捕された数量を記載してございます。黄色くマーカーしてございますマアジとマイワシにつきましては、管理が1月から暦年で管理されます関係上、26漁期終了に伴う数量ということになっております。その他の魚種につきましては、それぞれの魚種の26年漁期の開始日から12月31日までの採捕数量の合計となっております。

県別等、2ページ目、3ページ目に書いてございます。最後の4ページ目には、第2種特定海洋生物資源、総漁獲努力量を管理する制度でございますが、魚種ごとに設定されたものに対しての、昨年の実績が掲載されております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

はい、よろしいですか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

北太平洋の地域漁業管理機関に関する資料が、資料5としてありますけれども、これについて、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○管理課長 本件も、実質的には報告事項ではございますけれども、水産庁から2月3日付けでプレスリリースを行いました事項につきまして、資料5ということで追加させていただきました。

北太平洋漁業資源保護条約、通称NPF Cと呼んでおります地域漁業管理機関が、本年7月に発足するというニュースでございます。ご承知のとおり、本機関の事務局は東京に設置するということが既に決定されております。今後、水産庁といたしましては、本邦EEZとのまたがり資源となっておりますサンマを初めといたしまして、アカイカ、クサカリツボダイといったような、他の条約で対象となっております北太平洋公海域の漁業資源につきまして、適切な管理を実施してまいりますためにも、引き続き主導的な役割を果た

していくということにしてございまして、必要に応じ、本分科会にも本件は御報告申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたら、よろしく願います。

はい、高橋議員。

○高橋特別委員 ちょっと教えていただきたいんですが、対象資源の中で、現在ここに、クサカリツボダイ、サンマ、アカイカ等ということなんですが、天皇海山はキンメダイ、それからカニも若干獲れると思うんですが、こういうものも含めて対象になる、そういう理解でよろしいんですか。

○山川分科会長 香川次長。

○水産庁次長 ここに挙げておりますのは、例として挙げているわけございまして、非常に広い範囲の対象がございまして。ただ、カツオ、マグロ等はそこには含まれておりません。それから、クジラでありますとか、そういうものについては含まれておりませんが、非常に広い形でこの対象にしてございまして。

○山川分科会長 他に御質問等ありますでしょうか。

濱田委員。

○濱田特別委員 締結してない国は、今後はどうなるのかという、条約発効してからは、どういう縛りになるのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。例えば、台湾とかが今後どうなるのかという。

○山川分科会長 香川次長、よろしく願います。

○水産庁次長 もう既に、韓国、アメリカについては批准のための手続きを進めております。それから、台湾については、これ、発効した後ですね、これに参加するということによって、台湾も実質的にこの条約に参加するということございまして、台湾については特別の規定で、地域として、この取り決めに、守りますということと、その見返りに意思決定にも参加できるということになっております。

○濱田特別委員 批准国的な扱いにはならないんですか。地域だから、どういうふうになりますか。

○水産庁次長 国ではないですけれども、実質の漁業主体として、意思決定とこの委員会で決められたことに対する内容を守る。

○濱田特別委員 管理責任を負わせるということではできるの。

○水産庁次長 はい。

○山川分科会長 他の御質問ございましてでしょうか。

では、特になければ、その他、何か委員の方から、この際ございましてでしょうか。

もしないようでしたら、次回会合の日程について、事務局から御案内願います。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、間隔が短くて大変恐縮ではご

ございますけれど、4月の中旬をめどに開催をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。何か緊急の必要が生じまして、それ以前に開催するということになる場合には、できるだけ早期にご連絡をさせていただきたいというふうにも思っているところでございます。

いずれにしましても、日程につきましては、後日事務局から調整させていただくというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。